

## 「19世紀中部ビルマにおける土地境界紛争とその調停」

齋藤照子氏(本学教授)

本研究会においては、折畳み写本(パラバイツ)の中の訴訟関連文書を史料とし、19世紀中部ビルマにおける土地境界紛争とその調停について、具体的な事例を挙げて報告された。

第一に、折畳み写本(パラバイツ)の中の訴訟関連文書の特徴について、①慣習法典(ダンマタツ)からは見えない、地方社会における裁判、訴訟、解決の実態が示されること、②パラバイツは、帳面、備忘録、雑記帳のような使われ方をしており、1冊のパラバイツの中に記載されている内容は多様であるが、断片的記述が多いこと、③手書きであることや地方限定慣用句が用いられていることのほか、普及版のパラバイツ(黒色パラバイツ)の文字は、ソープストーンによって書かれているため、摩擦や水に極めて弱く、判読上の困難が生じること、④オリジナルな場所から移動していることが多く、記録が書かれた背景を知ることが極めて困難であること、の4点が指摘された。また、折畳み写本の中での訴訟文書の出現頻度について、訴訟とはっきりわかるタイトル以外にもテッグイッ一般分類の中に訴訟関連文書を含むことがありうるため正確な数字は不明、としながらも、質入、売却などの契約文書の十〜数十枚のうち1枚訴訟関連文書が出てくるような印象を受けること、が説明された。その訴訟関連文書(コンバウン時代における地方の折畳み写本)の内容としては、土地関連訴訟が最多であり、その他に、離婚訴訟、親の借金の負担をめぐる相続人の間の争い、などが挙げられた。そして、土地をめぐる紛争については、①土地をめぐる権利関係の複雑化を背景とした農地の帰属をめぐる訴訟、②村落対村落、あるいはミョ対ミョによる領地の境界争い、の2つに分類して説明された。

第二に、本題となる村落境界紛争とその調停について、まず、東南アジア近世社会と領域・境界に関する議論について説明された。そして、それらの議論を踏まえたうえでの課題として、コンバウン時代(1752-1885)後期に上ビルマの村と村との間に起こった領域紛争の事例を取り上げ、①村落のレベルでの境界について、②境界をめぐる争いが起こったときの解決法、すなわち秩序を回復するどのようなシステムが地域社会に存在していたかという問題、③新たな境界をめぐる意識を地方社会が共有するためにとられた方法、について考察すべきことが指摘された。

第三に、具体的な事例として、タウンジャー村・村長(ドゥインゼーヤボウ)対イーンサダー村・村長(ガ・サンニェイン)の紛争、タウンミョ村・村長(ドゥインイェーティン)対タウンジャー村・村長(ドゥインゼーヤボウ)の紛争、の2つを取り上げ、これらの事例に見る村の境界、領域と紛争の解決とについて、詳しく説明された。まず、村の境界、領域については、シッターンに見られるように、川や池や樹木のような自然物、あるいは特定の個人の田畑や他の騎兵隊の土地などとの接点が標識として意識され、記録されているが、それらの標識を結ぶ線(境界線)は日常的には把握されていない。具体的なある特定の地点において複数の村の利害の衝突が生じてはじめて、その帰属を定めるため線引きの必要が浮上する。しかし、こうした境界線はそもそも存在していないし、シッターンも四方八方の標識を記すのみで、解答を与えることができない、と説明された。次に、紛争の解決については、①シッターンの参照について、②茶を交わして食すことの意味、③事例2に見る裁判官(判事)の紛争当事者による選定と同意、④当事者以外の参加、立会人の意味、⑤事例2に見る立会人としての daga、の5点にまとめて説明された。

以上の報告後、日本の村社会における紛争解決との比較、明清代の中国における土地紛争の争点との

比較、ベトナムにおける村落記録簿との比較、など多くの観点から比較して議論された。また、村長の選出方法やイスラム圏における慣習法の位置づけとの差異、などについて活発な議論が交わされた。